

石川県公報

平成 24 年 6 月 5 日

第 1 2 4 9 8 号 (火曜日)

毎 週 2 回 火 曜 金 曜 発 行

目 次

告 示		目 次	
石川県議会定例会の招集	(財 政 課) 1	農業振興地域の区域の変更公告 (経営対策課)	6
都市計画の変更	(都市計画課) 1	都市計画区域の変更公告 (都市計画課)	6
公 告		都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧公告 (同)	7
予防接種を行う医師に係る公告	(健康推進課) 4	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告 (同)	7
予防接種を行う医師に係る公告	(同) 5		
大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告	(経営支援課) 5		

告 示

石川県告示第284号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、平成24年第2回石川県議会定例会を次のとおり招集する。

平成24年6月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 招集期日
平成24年6月12日
- 場所
金沢市

石川県告示第285号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

平成24年6月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画の種類	都市計画を変更した土地の区域	縦 覧 場 所
白山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	白山都市計画区域	石川県土木部都市計画課及び白山市建設部都市計画課
白山都市計画区域区分	白山市山島台四丁目、美川末広町、美川浜町、美川神幸町、美川今町、美川新町、美川北町、安養寺、明光一丁目、明光二丁目、明光三丁目、明光四丁目、鶴来本町一丁目、鶴来本町二丁目、鶴来本町三丁目、鶴来古町、鶴来新町、鶴来朝日町、鶴来上東町、鶴来下東町の各全部 倉部町、竹松町、八田中町、宮永新町、宮永町、宮永市町、相木町、北成町、相川町、平木町、蕪城四丁目、新成二丁目、北安田町、法仏町、米永	”

	町、横江町、番匠町、あさひ荘苑二丁目、あさひ荘苑三丁目、あさひ荘苑四丁目、福増町、五歩市町、徳丸町、宮丸町、宮保町、倉光一丁目、倉光二丁目、倉光三丁目、倉光四丁目、倉光五丁目、倉光六丁目、倉光西二丁目、倉光十丁目、村井町、村井東二丁目、平松町、三浦町、幸明町、青葉台一丁目、青葉台二丁目、中奥町、乾町、長竹町、橋爪町、木津町、上小川町、松本町、石立町、笠間町、西柏一丁目、下柏野町、福留町、水澄町、源兵島町、水島町、福留南一丁目、福永町、上安田町、番田町、漆島町、矢頃島町、向島町、山島台一丁目、山島台二丁目、山島台三丁目、山島台五丁目、山島台六丁目、鹿島平、鹿島町、蓮池町、平加町、美川和波町、美川永代町、美川中町、美川南町、美川本吉町、手取町、長屋町、末正町、井関町、西米光町、湊町、安養寺町、柴木町、柴木二丁目、富光寺町、部入道町、鶴来桑島町、荒屋町、熱野町、曾谷町、道法寺町、坂尻町、知気寺町、深瀬新町、七原町、井口町、日向町、大竹町、明法島町、森島町、明島町、小柳町、月橋町、日御子町、鶴来大国町、鶴来水戸町、鶴来水戸町二丁目、鶴来水戸町三丁目、鶴来水戸町四丁目、鶴来本町四丁目、鶴来知守町、鶴来日詰町、鶴来日吉町、八幡町、鶴来清沢町、鶴来今町、白山町、三宮町の各一部	
白山都市計画道路 (1・2・1号大河端松任線)	-	"
白山都市計画道路 (3・2・1号松任小松線)	-	石川県土木部都市計画課、 白山市建設部都市計画課及 び川北町土木課
白山都市計画道路 (3・2・2号金沢鶴来線)	-	石川県土木部都市計画課及 び白山市建設部都市計画課
白山都市計画道路 (3・3・3号横江松本線)	白山市徳光町、小川町、上小川町、黒瀬町及び松本町の各一部	"
白山都市計画道路 (3・3・4号末松徳光線)	-	"
白山都市計画道路 (3・4・5号旭工業団地線)	-	"
白山都市計画道路 (3・4・7号福正寺竹松線)	-	"
白山都市計画道路 (3・4・11号相木線)	-	"
白山都市計画道路 (3・4・12号中成下成線)	-	"
白山都市計画道路 (3・4・13号松任駅倉光線)	-	"

白山都市計画道路 (3 ・ 4 ・ 15号千代野環状線)	-	"
白山都市計画道路 (3 ・ 4 ・ 17号北安田千代野線)	-	"
白山都市計画道路 (3 ・ 4 ・ 18号四十万曾谷線)	-	"
白山都市計画道路 (3 ・ 4 ・ 19号松本美川大橋線)	-	"
白山都市計画道路 (3 ・ 4 ・ 20号平加长屋線)	白山市長屋町及び長屋町トの各一部	"
白山都市計画道路 (3 ・ 4 ・ 21号木曾街道線)	-	"
白山都市計画道路 (3 ・ 4 ・ 22号水島美川大橋線)	-	"
白山都市計画道路 (3 ・ 4 ・ 23号湊小松線)	-	"
白山都市計画道路 (3 ・ 4 ・ 24号白山郷公園通り線)	-	"
白山都市計画道路 (3 ・ 4 ・ 25号西鶴線)	-	"
白山都市計画道路 (3 ・ 4 ・ 26号西裏線)	-	"
白山都市計画道路 (3 ・ 5 ・ 27号金沢小松線)	白山市田中町、番匠町、五歩市町及び徳丸町の各一部	"
白山都市計画道路 (3 ・ 5 ・ 28号千代尼線)	白山市徳丸町の一部	"
白山都市計画道路 (3 ・ 5 ・ 29号恵比寿通り線)	白山市八ツ矢町、布市一丁目、若宮一丁目及び若宮二丁目の各一部	"
白山都市計画道路 (3 ・ 5 ・ 35号安産美川駅線)	-	"
白山都市計画道路 (3 ・ 5 ・ 36号大成湊線)	-	"
白山都市計画道路 (3 ・ 5 ・ 42号山ノ手通り線)	-	"
白山都市計画道路 (3 ・ 5 ・ 43号鶴来本町通り線)	白山市鶴来本町二丁目ワ、鶴来本町一丁目ワ及び鶴来新町レの各一部	"
白山都市計画道路 (3 ・ 5 ・ 46号鶴来金劔線)	白山市鶴来本町三丁目ワ、鶴来本町二丁目ワ、鶴来古町ヲ、鶴来古町ワ及び鶴来大国町マの各一部	"
白山都市計画道路 (3 ・ 5 ・ 47号鶴来日吉水戸町線)	白山市鶴来日吉町イ、鶴来日吉町ハ、八幡町戌、鶴来清沢町タ、鶴来新町タ、鶴来新町レ及び鶴来新町ソの各一部	"
白山都市計画道路 (3 ・ 6 ・ 48号宮永八ツ矢線)	白山市宮永町、宮永市町、新田町、八ツ矢新町及び八ツ矢町の各一部	"
白山都市計画道路 (7 ・ 7 ・ 3号鶴来新町白山線)	白山市鶴来新町レ、鶴来新町タ、鶴来今町レ、鶴来今町タ、鶴来今町ツ、八幡町亥及び白山町レの各一部	"

白山都市計画公園 (5・5・1号松任海浜公園)	-	"
白山都市計画公園 (6・5・1号松任総合運動公園)	-	"
白山都市計画公園 (6・6・2号手取公園)	-	"
白山都市計画公園 (8・5・1号舟岡山公園)	-	"
白山都市計画公園 (9・6・1号白山ろくテーマパーク)	-	"
金沢都市計画及び白山都市計画 下水道 (犀川左岸流域下水道(犀川左岸処理区))	-	石川県土木部都市計画課、 野々市市産業建設部都市計画課及び白山市建設部都市計画課
小松能美都市計画、辰口都市計画及び白山都市計画下水道 (加賀沿岸流域下水道(梯川処理区))	-	石川県土木部都市計画課及び白山市建設部都市計画課

公 告

予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法(昭和23年法律第68号)第3条第1項の規定により行う一類疾病の予防接種について、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成24年6月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
本 多 由季恵 大 阪 康 宏 井ノ口 安 紀 田 村 祐 大	県内全域	七尾市桜町12番地 社会医療法人財団董仙会 けいじゅファミリークリニック
斉 藤 靖 人 宮 本 正 治 木 場 隼 人 井 村 淳 子 本 多 由季恵 大 阪 康 宏 井ノ口 安 紀 田 村 祐 大 中 川 紀 温 羽 山 智 之 北 岡 千 佳 松 井 佑 樹 渥 美 浩 克	"	七尾市富岡町94番地 社会医療法人財団董仙会 恵寿総合病院
川 口 光 平 泉 谷 省 晶 池 野 郁 郁	"	七尾市藤橋町ア部6番地4 公立能登総合病院

橋井美奈子 藤村政樹	〃	七尾市松百町8部3番地の1 独立行政法人国立病院機構 七尾病院
朝日俊明 川口光平 中泉治雄	〃	七尾市能登島向井田ろ部8番地1 七尾市国民健康保険直営能登島診療所
石田良子	〃	七尾市御祓町水部26の5 医療法人社団豊明会 北村病院
澤村俊孝	〃	小松市大領中町3丁目121 東病院
長沖周也	〃	小松市園町八55番地 医療法人社団恵愛会 恵愛病院
中島啓介 辻国広 寺本了太 北田欽也 横井彩乃	〃	珠洲市野々江町二部1番地1 珠洲市総合病院
向山弘高	〃	羽咋郡志賀町高浜町ヤの79番地1 志賀クリニック
池野幸子	〃	羽咋郡志賀町高浜町ソの9番地1 池野整形外科耳鼻咽喉科医院

予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定により行う二類疾病の予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成24年6月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
林 武 弘 竹 田 公 信 会 田 泰 裕	県内全域	金沢市有松5丁目1番7号 医療法人社団中央会 金沢有松病院

大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

平成24年6月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

どんたくかほく店

かほく市木津八5-1 ほか3筆

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 新設

公告日 平成24年1月24日

3 市町村の意見の概要

市町村名 かほく市

意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

特に問題は見られないが、来店者の車が周辺住宅地域に入らないような誘導等の看板を設置していただきたい。また、店舗イベント開催時等、必要に応じて交通整理員等を配置し、周辺住民の生活環境に影響を及ぼすことのないよう留意していただきたい。

(2) 騒音の発生に係る事項

特に問題は見られないが、店舗区域から発生する騒音の低減に努め、周辺住民の生活環境に影響を及ぼすことのないよう留意していただきたい。

(3) 廃棄物に係る事項

特に問題は見られないが、廃棄物の減量化と資源化に努めていただきたい。

(4) その他の事項

特に問題は見られないが、関係法令を遵守するとともに、周辺住民の生活環境を保つよう努めていただきたい。

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

平成24年6月5日から同年7月5日まで

農業振興地域の区域の変更公告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、白山市に係る農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

なお、白山農業振興地域の変更区域図は、石川県農林水産部経営対策課において縦覧に供する。

平成24年6月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

農業振興地域名	農 業 振 興 地 域 を 変 更 す る 区 域
白 山	白山農業振興地域について、山島台四丁目、安養寺、明光一丁目、明光二丁目、明光三丁目、明光四丁目、鶴来本町一丁目、鶴来本町二丁目、鶴来本町三丁目、鶴来古町、鶴来新町、鶴来朝日町、鶴来上東町及び鶴来下東町の各全部、倉部町、竹松町、八田中町、宮永新町、宮永町、宮永市町、相木町、北成町、相川町、平木町、蕪城四丁目、新成二丁目、北安田町、法仏町、米永町、横江町、番匠町、あさひ荘苑二丁目、あさひ荘苑三丁目、あさひ荘苑四丁目、福増町、五歩市町、徳丸町、宮丸町、宮保町、倉光一丁目、倉光二丁目、倉光三丁目、倉光四丁目、倉光五丁目、倉光六丁目、倉光西二丁目、倉光十丁目、村井町、村井東二丁目、平松町、三浦町、幸明町、青葉台一丁目、青葉台二丁目、中奥町、乾町、長竹町、橋爪町、木津町、上小川町、松本町、石立町、笠間町、西柏一丁目、下柏野町、福留町、水澄町、源平島町、水島町、福留南一丁目、福永町、上安田町、番田町、漆島町、矢頃島町、向島町、山島台一丁目、山島台二丁目、山島台三丁目、山島台五丁目、山島台六丁目、鹿島平、鹿島町、蓮池町、平加町、美川中町、美川南町、美川本吉町、手取町、長屋町、末正町、井関町、西米光町、湊町、安養寺町、柴木町、柴木二丁目、富光寺町、部入道町、鶴来桑島町、荒屋町、熱野町、曾谷町、道法寺町、坂尻町、知気寺町、深瀬新町、七原町、井口町、日向町、大竹町、明法島町、森島町、明島町、小柳町、月橋町、日御子町、鶴来大國町、鶴来水戸町、鶴来水戸町二丁目、鶴来水戸町三丁目、鶴来水戸町四丁目、鶴来本町四丁目、鶴来知守町、鶴来日詰町、鶴来日吉町、八幡町、鶴来清沢町、鶴来今町、白山町及び三宮町の各一部を区域から除外する。

都市計画区域の変更公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項において準用する同条第1項の規定により、都市計画区域を次のとおり変更する。

平成24年6月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 変更に係る都市計画区域の名称

松任都市計画区域、美川都市計画区域及び鶴来都市計画区域を、白山都市計画区域として統合

2 変更に係る土地の区域

(1) 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域

なし

- (2) 都市計画区域から除外される土地の区域
なし

都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、白山市から都市計画の決定に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

平成24年6月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

都 市 計 画 の 種 類	縦 覧 場 所
白山都市計画土地区画整理事業 (白山市菅谷町土地区画整理事業、白山市三浦・幸明町土地区画整理事業、白山市山島地区新工業団地土地区画整理事業)	石川県土木部都市計画課及び白山市建設部都市計画課
白山都市計画地区計画 (白山市藤木地区)	〃
白山都市計画地区計画 (白山市建ぺい率制限地区(松任北部)地区計画、白山市建ぺい率制限地区(松任東部)地区計画、白山市建ぺい率制限地区(松任南部)地区計画、白山市建ぺい率制限地区(松任西南部)地区計画、白山市建ぺい率制限地区(美川地域)地区計画、白山市建ぺい率制限地区(鶴来地域)地区計画)	〃

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、白山市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

平成24年6月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

都 市 計 画 の 種 類	縦 覧 場 所
白山都市計画用途地域	石川県土木部都市計画課及び白山市建設部都市計画課
白山都市計画特別用途地区	〃
白山都市計画準防火地域	〃
白山都市計画道路 (3・4・6号宮永北安田線、3・4・8号二日市松任線、3・4・9号五歩市成線、3・4・10号相木成線、3・4・14号北安田中央線、3・4・16号成北安田線、3・5・30号松任金剣通り線、3・5・31号寿通り線、3・5・32号道専山美川駅線、3・5・33号美川浜町北畠線、3・5・34号美川大浜水源線、3・5・37号湊線、3・5・38号菅谷線、3・5・39号新庄道法寺線、3・5・40号四十万安養寺線、3・5・41号新庄部入道線、3・5・44号鶴来大国線、3・5・45号鶴来昭和通り線、3・6・49号鶴来本町水戸町線、3・6・50号八幡白山線、7・5・1号松任駅北中央通り線、7・6・2号ほうらい通り線、7・7・4号鶴来別院通り線、7・7・5号舟岡山公園線、8・5・1号千代野自転車歩行者専用幹線、8・5・2号千代野自転車歩行者専用支線1号、8・5・3号千代野自転車歩行者専用支線2号、8・6・4	〃

号千代野自転車歩行者専用支線3号、8・7・5号千代野徳光線、8・7・6号松任駅自由通路線、8・7・7号あじさい通り線)

白山都市計画公園

(2・2・1号松任城址公園、2・2・2号横町児童公園、2・2・3号木の実公園、2・3・4号馬場公園、2・2・5号徳丸児童公園、2・2・6号出城公園、2・2・7号千代野第1号公園、2・2・8号千代野第2号公園、2・2・9号千代野第3号公園、2・2・10号千代野第4号公園、2・2・11号鹿島児童公園、2・2・12号ひばり野児童公園、2・2・13号呉竹児童公園、2・2・14号富光寺第1号公園、2・2・15号富光寺第2号公園、2・2・16号大国公園、2・2・17号古宮公園、3・4・1号千代野中央公園、3・3・2号小舞子公園、3・3・3号十八河原公園、4・4・1号若宮公園、4・4・2号白山郷公園)

〃

白山都市計画墓園

(白山市美川墓地公苑)

〃

白山都市計画下水道

(徳光都市下水路)

〃

白山都市計画下水道

(白山市公共下水道(千代野処理区、松任中央処理区、松任南部処理区、松任西南部処理区、鶴来处理区、梯川処理区、犀川左岸処理区))

〃

白山都市計画汚物処理場

(白山野々市広域事務組合松任衛生センター)

〃

白山都市計画ごみ焼却場

(白山野々市広域事務組合松任石川環境クリーンセンター)

〃

白山都市計画火葬場

(白山市松任斎場)

〃

白山都市計画土地区画整理事業

(松任駅前地区土地区画整理事業、松任駅北相木地区土地区画整理事業)

〃

白山都市計画地区計画

(白山市三幸地区地区計画、白山市笠間新・宮保新地区地区計画、白山市美里・中奥地区地区計画、白山市松任駅北成地区地区計画、白山市成町第一地区地区計画、白山市福留グリーンシティ地区地区計画、白山市成町中央地区地区計画、白山市宮原地区地区計画、白山市田中地区地区計画、白山市相川地区地区計画、白山市北安田地区地区計画、白山市成地区地区計画、白山市松任駅南地区地区計画、白山市鶴来中央地区地区計画、白山市松任駅北相木地区地区計画、白山市徳光物流拠点地区地区計画、白山市石川ソフトリサーチパーク地区地区計画、白山市松任フロンティアパーク地区地区計画、白山市山島台地区地区計画)

〃